

議案第 26 号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

取手市国民健康保険税条例（昭和 48 年条例第 32 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 5 月 1 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置を定める規定について、文言の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例（昭和４８年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（国民健康保険税の減額） 第 21 条 （略） 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、<u>それぞれ未就学児 1 人について次に定める額</u> アからエまで （略） （2） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、<u>それぞれ未就学児 1 人について次に定める額</u> アからエまで （略） （3） （略） 3 及び 4 （略）	（国民健康保険税の減額） 第 21 条 （略） 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （1） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、次に定める額 アからエまで （略） （2） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、次に定める額 アからエまで （略） （3） （略） 3 及び 4 （略）

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の取手市国民健康保険税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第4号

取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月1日提出

取手市長 中 村 修

専決処分第 6 号

専 決 処 分 書

取手市税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

取手市長 中 村 修

取手市税条例の一部を改正する条例

取手市税条例（昭和 39 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(納税証明事項) 第 18 条の 3 地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第 19 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 40 条、第 46 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条の 5(第 53 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 47 条の 4 第 1 項(第 47 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 48 条第 1 項(法第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書に係る部分を除く。)、第 53 条の 7、第 67 条、第 83 条第 2 項、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、第 102 条第 2 項、第 105 条又は第 139 条第 1 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号	(納税証明事項) 第 18 条の 3 地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第 19 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 40 条、第 46 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条の 5(第 53 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 47 条の 4 第 1 項(第 47 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 48 条第 1 項(法第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書に係る部分を除く。)、第 53 条の 7、第 67 条、<u>第 81 条の 6 第 1 項</u>、第 83 条第 2 項、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、第 102 条第 2 項、第 105 条又は第 139 条第 1 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応

までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)から(6)まで (略)

(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び第34条の9において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4から6まで (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)から(6)まで (略)

(所得割の課税標準)

第33条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。))に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4から6まで (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車をいう。以下軽自動車税について同じ。))に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 軽自動車等の所有者が、法第 445 条第 1 項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみなす課税)

第 81 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が、法第 445 条第 1 項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第 1 項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(種別割の課税免除)

第 80 条の 2 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第 81 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第 80 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取

得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)
の規定の適用を受けるもの 100分の1
(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)
の規定の適用を受けるもの 100分の2
(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号

	の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。 (環境性能割に係る不申告等に関する過料) 第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。 (環境性能割の減免) 第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。
(軽自動車税の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)から(3)まで (略) (軽自動車税の賦課期日及び納期) 第83条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月16日から同月31日までとする。 (軽自動車税の徴収の方法) 第85条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (軽自動車税に関する申告又は報告) 第87条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽	(種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)から(3)まで (略) (種別割の賦課期日及び納期) 第83条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>種別割</u>の納期は、5月16日から同月31日までとする。 (種別割の徴収の方法) 第85条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (種別割に関する申告又は報告) 第87条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動

自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)
(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 (略)

(軽自動車税の減免)

第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)
(種別割に係る不申告等に関する過料)

第88条 (略)

(種別割の減免)

第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)から(3)まで (略) 2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)から(8)まで (略) 3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免) 第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。 (1)及び(2) (略) 2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者	(1)から(3)まで (略) 2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)から(8)まで (略) 3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免) 第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。 (1)及び(2) (略) 2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身
---	--

等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 (略)

2 法第445条又は第80条第2項ただし書若しくは第81条の2の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を

体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 (略)

2 法第445条又は第80条第3項ただし書若しくは第81条の2の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課される

課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車^{（一）}が法第 445 条又は第 80 条第 2 項ただし書若しくは第 81 条の 2 の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3 から 6 まで （略）

7 第 2 項の標識及び第 3 項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8 及び 9 （略）

付 則

べき原動機付自転車又は小型特殊自動車^{（一）}が法第 445 条又は第 80 条第 3 項ただし書若しくは第 81 条の 2 の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3 から 6 まで （略）

7 第 2 項の標識及び第 3 項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から 15 日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8 及び 9 （略）

付 則

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第 7 条の 3 平成 20 年度から平成 28 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（同法第 41 条第 1 項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成 11 年から平成 18 年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第 5 条の 4 第 6 項に規定するところにより控除すべき額（第 3 項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 34 条の 8 及び第 34 条の 9 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 8 中「前 2 条」

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第7条の3第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第7条の3第1項」とする。

とあるのは「前2条並びに付則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第7条の3の2第1項」とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第 8 条 昭和 57 年度から令和 12 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 5 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第 33 条から第 34 条の 3 まで、第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条の 3 第 1 項及び付則第 7 条の 4 の規定にかかわらず、法附則第 6 条第 5 項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 (略) (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 (略) 2 (略) 3 法附則第 15 条第 13 項に規定する市町村の条例で定める割合は、5 分の 3(都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 2 条	(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第 8 条 昭和 57 年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 5 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第 33 条から第 34 条の 3 まで、第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条の 3 第 1 項、<u>付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項</u>及び付則第 7 条の 4 の規定にかかわらず、法附則第 6 条第 5 項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 (略) (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 (略) 2 (略) 3 法附則第 15 条第 14 項に規定する市町村の条例で定める割合は、5 分の 3(都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 2 条
--	---

第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域にあっては、2 分の 1) とする。 4 法附則第 15 条第 20 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 5 法附則第 15 条第 21 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 6 法附則第 15 条第 21 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 7 法附則第 15 条第 21 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 8 法附則第 15 条第 22 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 9 法附則第 15 条第 22 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 10 法附則第 15 条第 24 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2 分の 1</u> とする。 11 法附則第 15 条第 24 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2 分の 1</u> とする。 12 法附則第 15 条第 24 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2 分の 1</u> とする。 13 法附則第 15 条第 24 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>2 分の 1</u> とする。 14 法附則第 15 条第 24 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>5 分の 3</u> とする。 15 法附則第 15 条第 24 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3 分の 2</u> とする。 16 法附則第 15 条第 24 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村	第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域にあっては、2 分の 1) とする。 4 法附則第 15 条第 21 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 5 法附則第 15 条第 22 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 6 法附則第 15 条第 22 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 7 法附則第 15 条第 22 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 8 法附則第 15 条第 23 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 9 法附則第 15 条第 23 項第 2 号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 10 法附則第 15 条第 25 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3 分の 2</u> とする。 11 法附則第 15 条第 25 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3 分の 2</u> とする。 12 法附則第 15 条第 25 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3 分の 2</u> とする。 13 法附則第 15 条第 25 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3 分の 2</u> とする。 14 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>7 分の 6</u> とする。 15 法附則第 15 条第 25 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>4 分の 3</u> とする。 16 法附則第 15 条第 25 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村
--	--

の条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 17 <u>法附則第15条第24項第4号</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 18 <u>法附則第15条第27項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 19 <u>法附則第15条第31項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 20 <u>法附則第15条第35項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 21 <u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 22 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 23 <u>法附則第15条第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 24 及び 25 (略) 26 <u>法附則第15条の11第1項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、<u>3分の1とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2 から 6 まで (略) 7 <u>法附則第15条の8第4項</u>の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に<u>令附則第12条第17項</u>に規定する従	の条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 17 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 18 <u>法附則第15条第25項第4号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 19 <u>法附則第15条第25項第4号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 20 <u>法附則第15条第25項第4号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 21 <u>法附則第15条第28項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 22 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 23 <u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 25 <u>法附則第15条第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 26 <u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 27 及び 28 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2 から 6 まで (略) 7 <u>法附則第15条の8第4項</u>の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に<u>令附則第12条第16項</u>に規定する従
--	---

前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

- 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

- 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

- 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記

前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

- 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

- 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

- 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記

載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 12 条第 32 項に規定する補助金等

(6) (略)

11 (略)

12 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 12 条第 32 項に規定する補助金等

(6) (略)

13 及び 14 (略)

15 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 18 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 20 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等

(6) (略)

11 (略)

12 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等

(6) (略)

13 及び 14 (略)

15 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 18 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

16 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)第 5 条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するか別

(4) から(6)まで (略)

16 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか別

(4) から(6)まで (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 15 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、茨城県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が法第 446 条第 1 項(同条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。) 又は法第 451 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。) の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車

に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第 1 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第 15 条の 4 の規定により読み替えられた第 81 条の 6 第 1 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに
よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車について法附則第 29 条の 11 の規定によりその例によることとされた法第 161 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第 15 条の 3 市長は、当分の間、第 81 条の 8 の規定にかかわらず、茨城県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の道路運送車両法第60条第1項後
段の規定による車両番号の指定(次項及び
第3項において「初回車両番号指定」とい
う。)を受けた月から起算して14年を経過
した月の属する年度以後の年度分の軽自
動車税に係る第82条の規定の適用につい
ては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同
条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告
納付については、当分の間、同条中「市長」
とあるのは、「茨城県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱
費の交付)

第15条の5 市は、茨城県が軽自動車税の
環境性能割の賦課徴収に関する事務を行
うために要する費用を補償するため、法附
則第29条の16第1項に掲げる金額の合
計額を、徴収取扱費として茨城県に交付す
る。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車
に対する第81条の4の規定の適用につい
ては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同
条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第
81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規
定の適用については、当分の間、同号中「1
00分の3」とあるのは、「100分の2」とす
る。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3
輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第444条第3項に規定する車
両番号の指定(次項から第4項までにおい
て「初回車両番号指定」という。)を受けた
月から起算して14年を経過した月の属す
る年度以後の年度分の軽自動車税の種別
割に係る第82条の規定の適用につい
ては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同
条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

3 法附則第 30 条第 3 項の規定の適用を受ける 3 輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車(以下この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。))に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和 8 年度分の軽自動車税に限り、同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、同号ア(ウ)a 中「6,900 円」とあるのは「3,500 円」とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第 16 条の 2 市長は、軽自動車税の賦課徴

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

3 法附則第 30 条第 3 項の規定の適用を受ける 3 輪以上の法第 446 条第 1 項第 3 号及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。))に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、同号ア(ウ)a 中「6,900 円」とあるのは「3,500 円」とする。

4 法附則第 30 条第 4 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。))に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「3,000 円」と、同号ア(ウ)a 中「6,900 円」とあるのは「5,200 円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第 16 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割

収に関し、3 輪以上の軽自動車は前条第 2 項又は第 3 項の規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第 83 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第 87 条及び第 88 条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第 16 条の 3 （略）

2 （略）

- 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）（略）

（2）第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項

の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車は前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 83 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第 87 条及び第 88 条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第 16 条の 3 （略）

2 （略）

- 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）（略）

（2）第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項、

及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定に

(3)から(5)まで (略) 4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第 17 条 (略) 2 (略) 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項及び付則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項及び付則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)から(5)まで (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第 17 条の 2 昭和 63 年度から令和 11 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合に	よる市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)から(5)まで (略) 4 (略) (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第 17 条 (略) 2 (略) 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項、<u>付則第 7 条の 3 第 1 項及び付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項</u>の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項、<u>付則第 7 条の 3 第 1 項及び付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)から(5)まで (略) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第 17 条の 2 昭和 63 年度から<u>令和 8 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合におい
--	--

において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 及び(2) (略)

- 2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 11 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 18 条 (略)

2 から 4 まで (略)

- 5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項及び付則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適

て、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 及び(2) (略)

- 2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 8 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 18 条 (略)

2 から 4 まで (略)

- 5 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条の 3 第 1 項及び付則第 7 条

用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項及び付則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 19 条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項及び付則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項及び付則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市

の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条の 3 第 1 項及び付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 19 条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条の 3 第 1 項及び付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条の 3 第 1 項及び付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)から(5)まで (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市

民税の課税の特例)

第 20 条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項及び付則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項及び付則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 20 条の 2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項並びに付則第 7 条第 1 項及び第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項並びに付則第 7 条第 1 項及び第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 20 条の 2 第 1 項の

民税の課税の特例)

第 20 条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条の 3 第 1 項及び付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条の 3 第 1 項及び付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 20 条の 2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項並びに付則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項並びに付則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるの

規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) から (5) まで (略) 3 及び 4 (略) 5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項並びに付則第 7 条第 1 項及び第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項並びに付則第 7 条第 1 項及び第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) から (5) まで (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 20 条の 3 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項並びに付則第 7 条第 1 項及び第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の	は「所得割の額並びに付則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) から (5) まで (略) 3 及び 4 (略) 5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項並びに付則第 7 条第 1 項、<u>第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項</u>の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項並びに付則第 7 条第 1 項、<u>第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) から (5) まで (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 20 条の 3 (略) 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項並びに付則第 7 条第 1 項、<u>第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項</u>の規定の適用については、第
--	---

額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)から(5)まで (略) 3 及び4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)から(5)まで (略) 6 (略)	34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)から(5)まで (略) 3 及び4 (略) 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)から(5)まで (略) 6 (略)
--	--

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の取手市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の1第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(取手市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 取手市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則 (軽自動車税に関する経過措置) 第2条及び第3条 (略) 第4条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る取手市税条例第82条及び付則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に	付 則 (軽自動車税に関する経過措置) 第2条及び第3条 (略) 第4条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の <u>種別割</u> に係る取手市税条例第82条及び付則第16条の規定の適用については、次の

掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表（略）	表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表（略）
---	--

承認第 5 号

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について，地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定により報告し，承認を求める。

令和 8 年 5 月 1 日提出

取手市長 中 村 修

専決処分第 7 号

専 決 処 分 書

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について，特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため，地方自治法第 179 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

取手市長 中 村 修

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例

取手市都市計画税条例（昭和48年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則 1 (略) (<u>法附則第15条第13項</u>の条例で定める割合) 2 <u>法附則第15条第13項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域にあつては、2分の1)とする。 (<u>法附則第15条第31項</u>の条例で定める割合) 3 <u>法附則第15条第31項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第35項</u>の条例で定める割合) 4 <u>法附則第15条第35項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第36項</u>の条例で定める割合) 5 <u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (<u>法附則第15条第40項</u>の条例で定める割合) 6 <u>法附則第15条第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 (<u>法附則第15条の11第1項</u>の条例で定める割合) 7 <u>法附則第15条の11第1項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 (<u>改修特別特定建築物</u>に対する都市計画税	付 則 1 (略) (<u>法附則第15条第14項</u>の条例で定める割合) 2 <u>法附則第15条第14項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域にあつては、2分の1)とする。 (<u>法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合) 3 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第36項</u>の条例で定める割合) 4 <u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第37項</u>の条例で定める割合) 5 <u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (<u>法附則第15条第41項</u>の条例で定める割合) 6 <u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 (<u>改修実演芸術公演施設</u>に対する都市計画

の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

- 8 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) （略）

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4) から (6) まで （略）

（宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）

9 及び 10 （略）

- 11 付則第 9 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資

税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

- 7 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 及び (2) （略）

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) から (6) まで （略）

（宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）

8 及び 9 （略）

- 10 付則第 8 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資

産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第 9 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第 9 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第 9 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とす

産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第 8 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第 8 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第 8 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とす

る。 <u>14 から 17 まで</u> （略） （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等） <u>18</u> （略） <u>19</u> <u>付則第 9 項及び第 11 項の「宅地等」と</u>は法附則第 17 条第 2 号に、<u>付則第 9 項及び第 12 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」と</u>は法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、<u>付則第 10 項、第 12 項及び第 13 項の「商業地等」と</u>は法附則第 17 条第 4 号に、<u>付則第 12 項から第 14 項までの「負担水準」と</u>は法附則第 17 条第 8 号ロに、<u>付則第 14 項の「農地」と</u>は法附則第 17 条第 1 号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、<u>付則第 15 項から第 17 項までの「市街化区域農地」と</u>は法附則第 19 条の 2 第 1 項に、<u>付則第 16 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」と</u>は法附則第 27 条の 2 第 3 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に規定するところによる。 <u>20</u> 法附則第 15 条第 1 項、<u>第 8 項、第 12 項から第 16 項まで、第 18 項、第 19 項、第 23 項、第 26 項、第 30 項から第 32 項まで、第 35 項、第 36 項、第 40 項若しくは第 43 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。</u> <u>21</u> （略）	る。 <u>13 から 16 まで</u> （略） （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等） <u>17</u> （略） <u>18</u> <u>付則第 8 項及び第 10 項の「宅地等」と</u>は法附則第 17 条第 2 号に、<u>付則第 8 項及び第 11 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」と</u>は法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、<u>付則第 9 項、第 11 項及び第 12 項の「商業地等」と</u>は法附則第 17 条第 4 号に、<u>付則第 11 項から第 13 項までの「負担水準」と</u>は法附則第 17 条第 8 号ロに、<u>付則第 13 項の「農地」と</u>は法附則第 17 条第 1 号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、<u>付則第 14 項から第 16 項までの「市街化区域農地」と</u>は法附則第 19 条の 2 第 1 項に、<u>付則第 15 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」と</u>は法附則第 27 条の 2 第 3 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に規定するところによる。 <u>19</u> 法附則第 15 条第 1 項、<u>第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。</u> <u>20</u> （略）
--	---

付 則
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の取手市都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

承認第 6 号

取手市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について，地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定により報告し，承認を求める。

令和 8 年 5 月 1 日提出

取手市長 中 村 修

専決処分第 8 号

専 決 処 分 書

取手市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について，特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため，地方自治法第 179 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

取手市長 中 村 修

取手市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(取手市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(課税額) 第3条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>67万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>67万円</u> とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>67万円</u> を超える場合には、<u>67万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)、<u>同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合</u>	(課税額) 第3条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>66万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u> とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>66万円</u> を超える場合には、<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)<u>及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える</u>

には、17 万円)並びに同条第 5 項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 3 万円を超える場合には、3 万円)の合算額とする。

- (1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))のうち給与所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基

場合には、17 万円)の合算額とする。

- (1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))のうち給与所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基

基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 13,510 円
イ及びウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,120 円

オ 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 70 円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 31 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 9,650 円
イ及びウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 800 円

オ 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を

基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 14,700 円
イ及びウ (略)

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき 30 万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 10,500 円
イ及びウ (略)

除く。)1人について 50 円

(3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 57 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 2 条第 2 項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,860 円

イ及びウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 2 条第 2 項に規定する世帯主を除く。)1人について 320 円

オ 18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額 18 歳以上被保険者(第 2 条第 2 項に規定する世帯主を除く。)1人について 20 円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額

(3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 56 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 2 条第 2 項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,200 円

イ及びウ (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額

とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 2,895 円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 4,825 円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 7,720 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,650 円

(2) (略)

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号エに規定する金額を減額した世帯 240 円

イ 前項第 2 号エに規定する金額を減額した世帯 400 円

ウ 前項第 3 号エに規定する金額を減額した世帯 640 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 800 円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び 18 歳以上被保険者均等割額(第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び 18 歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び 18 歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3,150 円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 5,250 円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 8,400 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,500 円

(2) (略)

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)から(6)まで (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)から(6)まで (略)

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「18 歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する 18 歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前 3 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

付 則

1 及び 2 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 2 第 5 項の配当所得等を有する場合における第 4 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条の 2 及び第 21 条の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保

付 則

1 及び 2 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 2 第 5 項の配当所得等を有する場合における第 4 条、第 6 条、第 8 条及び第 21 条の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保

険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 4 条，第 6 条，第 8 条，第 9 条の 2 及び第 21 条の規定の適用については，第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項，第 34 条第 1 項，第 34 条の 2 第 1 項，第 34 条の 3 第 1 項，第 35 条第 1 項，第 35 条の 2 第 1 項，第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には，これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と，「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と，同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と，第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 （略）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 4 条，第 6 条，第 8 条，第 9 条の 2 及び第 21 条の規定の適用については，第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係

険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 4 条，第 6 条，第 8 条及び第 21 条の規定の適用については，第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項，第 34 条第 1 項，第 34 条の 2 第 1 項，第 34 条の 3 第 1 項，第 35 条第 1 項，第 35 条の 2 第 1 項，第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には，これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と，「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と，同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と，第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 （略）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 4 条，第 6 条，第 8 条及び第 21 条の規定の適用については，第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得

る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35

等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4

条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条、第9条の2及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利

項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利

子等に係る利子所得, 配当所得, 譲渡所得, 一時所得及び雑所得を有する場合における第4条, 第6条, 第8条, 第9条の2及び第21条第1項の規定の適用については, 第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と, 「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と, 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と, 第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等, 同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得, 配当所得及び雑所得を有する場合における第4条, 第6条, 第8条, 第9条の2及び第21条第1項の規定の適用については, 第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項にお

子等に係る利子所得, 配当所得, 譲渡所得, 一時所得及び雑所得を有する場合における第4条, 第6条, 第8条及び第21条第1項の規定の適用については, 第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と, 「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と, 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と, 第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等, 同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得, 配当所得及び雑所得を有する場合における第4条, 第6条, 第8条及び第21条第1項の規定の適用については, 第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用す

いて準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第 21 条第 1 項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第 21 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 4 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条の 2 及び第 21 条の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」と、第 21 条第 1 項

る場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第 21 条第 1 項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第 21 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 4 条、第 6 条、第 8 条及び第 21 条の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」と、第 21 条第 1 項中「及び山

中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 14 から 17 まで (略)	林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 14 から 17 まで (略)
--	--

(取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和8年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条に1項を加える改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
5 <u>第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の取手市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。